

さよなら HPI！ さよなら広島！

福井 治弘

「光陰矢の如し」と言うが、年をとるにしたがい時間の経過が一層早くなる。2000年12月中旬に、私が広島市役所で市政記者団に広島平和研究所（以下 HPI）の次期所長として紹介されてから早くも4年が過ぎたとは、なかなか信じ難い。翌日の新聞が報じたように、広島市立大学の代表者から所長就任に関する打診を受けたのは、それよりさらに1年前の1999年11月末であったから、この期間を加えると、私が初めて HPI と精神的関わりを持つてから5年が過ぎたことになる。しかし、この一連の出来事は、すべて昨日起こったことのように思われる。

今、3カ月足らず後の引退の準備を始める時期に、広島で過ごした4年間の生活と仕事を振り返ると、複雑な感慨に襲われる。一方で、自分がその幼年期の成長に関わった研究所の成長ぶりに、それなりの満足感を覚える。就任時に3人しかいなかった研究員が7人に増えた。現在進行中の公募の結果、来年度中にはさらに4～5人増えるだろう。この成長率は、数的にはそれほど高いとはいえないが、質的には相当高いといえる。絶対数はいまだに少ないが、全員が有能・博学で、しかも象牙の塔の中の学問においてばかりでなく、研究に関連する社会活動においても、非常に活動的な人々である。研究所が主催する国際シンポジウムや研究フォーラムに加えて、連続市民講座、市立大学で研究所所属の研究員が担当している「平和研究Ⅰ・Ⅱ」など、変動が激しいが、かなりの数の聴講者が大きな関心を持って参加してくれる。このような研究員の活動を支える事務職員の熱意と努力にも頭が下がる。

私が10年前、学部全員の反対と抗議を押し切って早期希望退職したカリフォルニア大学サンタバーバラ校政治学部の元同僚・学生・職員たちが、学部のニューズレター『Political Science at UCSB』の2002年春季号で、私の HPI 所長就任を取り上げてくれたことも嬉しい思い出である。私の顔写真と学部があるビルの前の芝生に立つ「平和のピラミッド」の写真を入れたこの記事は、「彼（私）の同僚と友人は、彼の仕事が大成功に終わることを祈っている」という、ありがたい言葉で締めくくられていた。このように、私は広島と同僚や友人ばかりでなく、HPI と広島市民の平和実現の願いと決意を共有するカリフォルニアの同僚や友人たちの支持と激励を背にして HPI における仕事に励んできた。

他方、中途半端な仕事を残して HPI を去ることは悲しい。4年前、私が広島にやって来た当時、テレビや新聞で広く伝えられた

通り、私は戦争と平和の諸問題について、高度な学術的内容を持つ独創的な研究の成果を生み出し、世界中に頒布する「世界水準」の研究所を創るという希望と夢を抱いて広島に来た。しかし、研究員がわずか7人の現在の HPI は、そのような平和研究の国際的拠点を築くための第一歩を踏み出したにすぎない。仮に私が、今後1～2年間、所長職に留まったとしても、夢を完成させることは不可能に違いない。しかし、それにもかかわらず、自分が始めた野心的な研究所建設作業のこのように早い段階で去ることは、申し訳ないと思う。特に、2001年4月に行われた被爆者団体代表諸氏との初顔合わせの席上で、「骨を広島の地に埋める覚悟で」仕事に当たってくれ、と言われたことを思い出すと非常に辛い。そのように言われた末宗明登広島県原爆被害者団体協議会（被団協）事務局長に対しては、ただ心からのおわびとご厚意に対する感謝を申し上げる以外にない。しかし、私は、自分が去った後、後任所長の下で、研究所が真に世界水準の研究所に発展することを信じて疑わない。

私は広島市についても、研究所の場合と同様、複雑な感慨を抱いている。4年前にも言ったように、緑の山並みに囲まれ、市を縦断する何本もの川を持つ広島は、まれな自然の美を備えた都市として印象深い。しかし、当時、私が同時に指摘したように、自然以外の景観については、広島は日本の他の中堅都市とほとんど変わらないと言わざるを得ない。つまり、平和公園を中心として、北は原爆ドーム、南は平和記念資料館に面した平和大通りに至る都心の狭い一地域以外に、これが他のいかなる都市とも異なる、正式に「国際平和文化都市」と命名された、世界にただ一つしかない都市であるという事実を思い起こさせるような特徴はほとんど何一つ見いだせない。広島平和文化センターが発行する『平和文化』の2003年12月号に寄せた拙文の中で指摘したように、「初めて広島を訪れる人の大半は、自分が今まで想像していた広島と、目前にある広島との落差に驚くに違いない」と思う。

恐らく、そのような訪問者の多くは、私と同じように、現実の広島が、もっと自分が想像していた広島のように、歴然たる平和の街、平和文化の街であって欲しいと願うのではなからうか。もし、私の夢がかなうとしたら、私は、平和公園周辺ばかりでなく、広島市全域を平和のグラフィック、彫刻、音楽などで埋め尽くしたいと思う。例えば、鳩は世界中どこでも、平和の象徴である。「原爆の子」、故佐々木禎子さんをしのぶ折鶴もそうである。市内中の主要な公共施設、例えば空港、駅、バス・ターミナル、フェリー乗り場、学校、市民球場、さらに、欲を言えば民間施設であるデパート、高層ビルなどを鳩や折鶴のデザインで飾る。禎子の像の複製や写真を飾れば、さらに強力な平和と核兵器禁止の訴えとなるであろう。また、BGM が流される公共の場所では、無数にあるクラシックや現代の平和・反戦音楽を流す。

これは、全て夢に過ぎないだろう。しかし、私は、別離の悲しみよりは明るい夢を抱いて、自分の心の故郷となった地を去りたいと思う。

（広島平和研究所長）

目次

さよなら HPI！ さよなら広島！（福井治弘）	1
日本からの手紙（田中利幸）	2
NPT体制と核廃絶（岡本三夫）	3
獄窓からの反戦思想	
——モンテパの日本人戦犯たちの省察（永井均）	4
東南アジアにおける経済的地域主義？（ナラヤナン・ガネサン）	5
〈プロジェクト研究〉	
北東アジアの対立と協調——国内・地域間の関係分析	6
〈HPI 研究フォーラム〉	
イラクへの「人道的空爆」と「精密爆撃」（田中利幸）	7
日本と東南アジア——可能性と限界（ナラヤナン・ガネサン）	7
新所長の紹介——浅井基文氏	8
活動日誌	8

「日本からの手紙」



英 BBC ラジオ・2005 年 1 月 2 日放送分 (英文原稿の和訳)

田中 利幸

坪井直^{すなお}氏は、額の一部に「尋常性白斑」(俗称「白なまず」)がある以外は、外見上は極めて健康的な普通のご老人のお見受けできる方である。79 歳になられる明朗活潑な性格の人物であるが、過去 60 年の間に 4 回も大病を患われ、そのたびごとに主治医から生存は難しいと宣告されるという病歴をお持ちである。最初に坪井氏が文字通り生死の境をさまよう病気をされたのは広島への原爆投下直後のことで、40 日もの間意識不明とされた。現在も、前立腺癌の治療を受けておられる。このようなご病歴にもかかわらず、反核運動に長く関わってこられた活動家であり、国内外で最もよく知られた原爆被爆者のお一人である。一昨年 12 月、スミソニアン航空宇宙博物館の新館における「エノラ・ゲイ」永久展示の開幕に異議を唱えるため、坪井氏はワシントンに赴かれた。坪井氏は、広島に原爆を投下し、その結果 1945 年末までに 14 万人という数の死亡者を出すに至った B29 爆撃機の展示そのものに反対しておられるのではない。原爆投下の結果数多くの生命が奪われただけでなく、その後も長く幾万人という生存者が苦渋の生活を強いられてきたという事実全く言及しない展示方法に苦言を呈しておられるのである。

坪井氏は、原爆投下 70 周年を迎える 2015 年までご自分の余命があるとは考えてはおられない。この 10 年間の被爆者の年間平均死亡者数がほぼ 5,000 人であることを考えると、被爆 70 周年までには、被爆者人口の相当急激な減少が想定され、このため、多くの広島市民が、近年日本で「原爆体験の風化」と呼ばれる現象を深く憂慮している。平和公園内にある広島平和記念資料館を日本全国から修学旅行で訪れる生徒数もまた、近年は急速に減少しており、「広島^の記憶の忘却」が全国的な規模での現象となりつつある。

平和公園の一角に、空に向かって両手を高く差し伸べている少女のブロンズ像、「原爆の子の像」、通称「禎子の像」が立っている。原爆投下から 10 年後の 1955 年、白血病のため 12 歳で亡くなった佐々木禎子さんについては、さまざまな言語で本が書かれ、翻訳されているので、世界中でよく知られている。折鶴を千羽折れば病気が回復すると信じて亡くなる直前まで彼女が鶴を折り続けたという話は、世界中の子供の心を動かしてきた。そのため、日本では折鶴は平和のシンボルともなっている。この像が建てられて以来、日本各地から修学旅行で広島に来る生徒たちが、若くして亡くなった佐々木さんを追憶し広島^の惨事を忘れまいと、自分たちが作った千羽鶴の束を持ってこの像を訪れ、その回りに置いていくことがいつの間にか恒例化した。ところが残念なことには、数年前から、これらの千羽鶴に若者たちが悪ふざけで放火するという事件がしばしば起きるようになった。こうした少年犯罪を防ぐために、広島市当局はこの像の背後に千羽鶴を守るためのガラス張りの囲い込みを建て、監視カメラまで設置した。にもかかわらず、一昨年 8 月 6 日の原爆投下記念日の数日前に、またもや、ガラス張りの囲いの中に置かれていた千羽鶴に神戸からやってきた大学生が放火するという事件が起きた。後日逮捕されたこの学生は、就職が決まらないことからその腹いせで放火したことを供述した。これら一連の放火事件は、佐々木禎子さんの痛ましい人生や原爆被害者の人たちの苦悩が、もはや日本の多くの若者たちにとっては無関係なこととしか受け取られていないことを示唆している。

核兵器による大量虐殺の唯一の被害国である日本の体験が、今

日、小泉首相を含む日本の政治指導者たちにとってもまた無関係なものと思われているように思われる。小泉氏が首相に就任する前までは、毎年 8 月 6 日に平和公園で開かれる原爆死没者慰霊式、いわゆる平和記念式典の後、歴代首相が被爆者代表と半時間ばかり対談するのが恒例となっていた。この被爆者代表からの要望を聞く会は、多くの歴代首相にとっては、政府が被爆者の方々の健康福祉に配慮しているということを公的に示す場としての意味合いが強いものであった。ところが小泉氏は、式典には出席するものの、政治的宣伝の上でも重要なこの会合には最初の 1 回は出席したものの、それ以降はキャンセルしている。自民党の首相の同僚の政治家の中には、前幹事長・安倍晋三氏のように、北朝鮮のようないわゆる「ならず者国家」に対する防衛目的のために、日本は核兵器を開発すべきであると考える人たちもいる。十数年前あたりまでは、保守系にも、日本の核兵器保有と海外戦闘地域への自衛隊派遣にあくまでも反対する気骨のある政治家がいたが、今日、こうした政治家はほとんど見当たらない。いかなる武力紛争であれ交戦活動に従事することを禁止する日本国憲法第 9 条がこれまで広く国民の支持を受けてきた理由の一つは、核兵器による大量虐殺を繰返してはならないという国民の強い願いがあったからである。しかしながら、最近、憲法からこの平和理念を削除しようという声が、与党のみならず野党の一部からも高まりつつある。

日本の主要な反核団体や草の根の平和運動グループは、広島・長崎原爆投下 60 周年を記念する行事やイベントを今年 8 月に行うべく、それぞれその計画をもう何カ月も前から練り始めた。しかし、こうしたさまざまな行事計画には、残念ながら、若者や政治家に見られる「広島^の記憶の忘却」現象という問題にどのように対処すべきかに関する斬新な発想が見られない。60 周年記念行事は、おそらく、現在生きておられる被爆者の方たちが大量破壊兵器による虐殺に反対する声を世界にアピールする最後の大きな機会となるであろう。さまざまな 60 周年記念行事が世界各国のメディアの注目を受けることは間違いない。しかし、私たち日本人が自問しなければならぬ真の問題とは、60 周年を終えた後、被爆者の方たちの生の声にもはや依拠することができない状態で、いかにすれば「広島^の記憶」を生かし続け、それを世界平和構築のために活用し続けることができるかである。

被爆詩人、栗原貞子氏は自作「生ましめんかな」で次のようにうたった。

こわれたビルディングの地下室の夜であった。／原子爆弾の負傷者達は／ローソク一本ない暗い地下室を／うずめていっばいだった。／生ぐさい血の臭い、死臭、汗ぐさい人いきれ、うめき声。／その中から不思議な声がきこえて来た。／「赤ん坊が生まれる」と云うのだ。／... (略) ...／かくてくらがりの地獄の底で新しい生命は生まれた。／... (略) ...／生ましめんかな／生ましめんかな／己が命捨つとも

日本の平和運動に今最も求められているのは、軍暴力とテロの現代社会に対応できる画期的な展望を備えた斬新な平和に関する発想という、強靱な「新しい生命」であろう。

(広島平和研究所教授)

NPT体制と核廃絶

岡本 三夫

米国は、2000年の核不拡散条約（NPT）再検討会議で米ロ英仏中5カ国が確認した「保有核兵器の完全廃棄への明確な約束」を、5月に迫った第7回2005年NPT再検討会議で反故にする方針を固めたという（共同通信、12月31日）。そうなれば、北朝鮮やイランの核開発を勢いづけることになり、NPT体制は崩壊しかねない。

NPTは法律によって核兵器国の増加を阻止し、引き換えに核兵器国が「全面的かつ完全な軍備縮小」を実現するために作られた条約である。しかし、米国がこの「明確な約束」を破棄することは、法律ではなく武力によって核拡散を阻止することを意味する。NPTはかつて西独首相が「アルコール依存症患者の禁酒運動だ」と皮肉ったほど、身勝手な条約ではあるが、悲しいかな、これ以外に米国などの核兵器国を縛り得る条約はないのだ。

NPTの骨子と問題点

核兵器神話は根強く、開発は容易だから、規制しないと核兵器国は増える。1964年に中国がそれを証明した。ソ連の技術提供が停止されていたのに、独力で核実験に成功したからだ。先発核兵器国は核兵器開発禁止条約の締結を急いだ。こうして作られたのがNPTだ。68年に成立し、70年3月に発効した。

その骨子は次の通りである。

- ① 核兵器製造の情報提供の禁止（1条、2条）。
- ② NPTに加盟した非核兵器国の原子力平和利用の権利と査察への協力義務（3条、4条）。
- ③ 核兵器国が「全面的かつ完全な」軍縮に向けて「誠実な交渉」をする義務（6条）。
- ④ 非核兵器地帯構想の容認（7条）。
- ⑤ 1967年1月1日前に核実験した国だけが核兵器国（米ソ英仏中5カ国の核兵器保有承認）（9条）。
- ⑥ 3カ月前に通告することによるNPT脱退の権利（10条）。

NPTの最大の問題は不平等性にあるが、「原子力の平和利用」の権利が条約に盛り込まれたことも、核の平和利用と軍事利用の技術が酷似しているから、問題だ。実際、印パ両国も原発用実験炉を使って核実験をした。また、非核兵器国に対する国際原子力機関（IAEA）の査察は厳しく、主権侵害同然の場合さえあるのに、核兵器国の軍縮義務に対する査察がないのも問題だ。

「力の論理」か国際法か

NPTの諸問題は、5年ごとの再検討会議で論議される。1995年の会議では、すべての核実験を禁止する包括的核実験禁止条約（CTBT）の締結などを条件にして、NPTの「無期限延長」が決まった。また、2000年の会議ではNPT第6条の核兵器廃絶が「究極の目標」ではなく、「明確な約束」であることが確認され、CTBTの早期発効など13項目の核兵器廃絶を目指す具体的措置が合意された。スウェーデンなど7カ国で構成する「新アジェンダ連合」

（NAC）が核兵器国を説得し、獲得した金星だった。

もし、米国がこの合意を反故にするならば、NPT自体が死文化する。超大国によるこのような条約破棄は国際社会のアナキズムにつながる。問われているのは、「力の論理」か国際法かだ。米国の単独行動主義はアナキズムへの回帰、国際法の破壊だ。確かに、世界が束になって戦っても米国にはかなわない。だが、ベトナム戦争でも、イラク戦争でも、軍事力には限界があることが証明されている。

被爆60年とNGOの使命

フランス人ジャーナリストのロベール・ギランは原爆の廃虚に立つてつぶやいた。「西洋が恥ずかしい。科学が恥ずかしい。人類が恥ずかしい」と。それがまともな人間の感性だ。戦争中でも、原爆投下のような「究極のテロ」は絶対に許されないことだった。米国のジャーナリストたちも「20世紀最大の出来事は？」と問われて、「ヒロシマ・ナガサキへの原爆投下」と答えた。原爆投下は忘れることのできない人類史的出来事なのだ。

核兵器の拡散が怖いのは、核兵器国が増えれば核兵器使用の可能性も増すからだ。NAC外相会議でも、核兵器の使用を阻止する唯一の保証は「核兵器の完全な廃棄、および再び使用されたり製造されたりしないという確約である」（2003年9月）と宣言された。

米国は2002年1月の「核態勢の見直し」（NPR）以来、核兵器の役割増大を唱え、新しいミニ核兵器の開発を推進している。さらに、核兵器は米国、同盟国、友好国の防衛能力で決定的な役割を演じるともうそぶいている。かつて日本は近隣諸国で罪を犯したが、米国は広島・長崎で罪を犯した。だが、両国政府とも、罪の意識はない。

米国の核政策を変えさせるのは至難だが、米国民の84%は「核兵器がない方が国は安全」、87%が核兵器廃絶を望んでいるという調査もある（Lake Sosin Snell & Associates, 1997）。これは救いである。核兵器廃絶を心底から主張できる広島・長崎市民は、こうした米市民と連帯し、対人地雷禁止条約に結び付けたオタワ・プロセスのような官民一体の核兵器廃絶運動を展開すべきだ。

5月にニューヨークの国連本部で開催されるNPT再検討会議には、世界のNGOは不退転の決意をもって臨む必要があり、日本でもその準備をしている（2004年3月27日の広島集会、10月24日の長崎集会、2005年2月19日の東京集会で）。日本国民の大多数も核兵器廃絶には熱心であり、非核自治体の数も37府県2,289市区町村（全自治体数の78%、人口比は80%以上）に及ぶ。秋葉忠利・広島市長が会長を務める「平和市長会議」の動きも広がっている。

5月に大挙して国連本部に行き、米国の核政策に追随する日本政府と違い、国民大多数の念願は核兵器廃絶なのだという熱い思いを訴える必要がある。それが被爆者の願いにこたえ、被爆60周年を意義あるものとするNGOの使命ではなからうか。

（広島修道大学教授）

獄窓ごくそうからの反戦思想

——モンテルパの日本人戦犯たちの省察

永井 均

1. フィリピンと対日戦争犯罪裁判

1953年7月22日、あふれんばかりの人々が詰めかけた横浜港は、歓喜の渦に包まれていた。フィリピンのモンテルパ刑務所で長く獄中生活を送ってきた日本人戦犯108名が、特赦・減刑のため日本に送還されたからである。フィリピンがサンフランシスコ講和条約に署名しながら批准せず、日比間に国交が回復していないなか、エルピディオ・キリノ大統領は異例にも、日本人戦犯に恩赦——有期・無期囚は特赦・釈放、死刑囚は無期に減刑——を与え、帰国を許したのだった（無期に減刑された元死刑囚は、帰国と同時に巣鴨刑務所に収監されていたが、1953年12月末に全員が特赦・釈放された）。賠償問題や大統領選など種々の政治的恩恵や力学が働いていたにせよ、キリノ大統領（日本軍によって妻子を殺されていた）が将来の両国の友好関係へのメッセージを合意して、日本側に「赦し」の行為を示し、重い扉を開いたこともまた確かだと思われる。フィリピン社会に反日感情がくすぶっていたなかで敢行された特赦・減刑には、戦犯たちのフィリピンへの再入国禁止と、戦犯法廷の判決（judgments）を日本政府が受諾するという、いわばフィリピンの戦争被害の公的認知が条件として付されており、日本政府はこれらを受け入れた。

日本の国家指導者を裁いた東京裁判の公判審理が進む1947年8月、マニラに特設された軍事法廷において、米軍から裁判権を引き継いだフィリピン軍による戦犯裁判が開始された。降伏後も長くフィリピンの地に留め置かれた一部の日本軍将兵が、戦争中、主にフィリピンの住民を殺害、虐待した容疑で、フィリピン人裁判官によって裁かれたのである。日本軍の圧制（1942～45年）と残虐行為などにより惨苦を味わったフィリピン民衆が見守るなか、彼らおよそ150名の日本人戦犯たちは、文字通り窮地に立たされた。法廷では軍隊組織がもたらした罪悪に対して兵士個人の責任が問われ、「上官命令の抗弁」も責任解除の有力な根拠と認められなかった。

国内に対日憎悪に満ちた感情が渦巻き、大統領をはじめ、政府高官の身内にも日本軍による犠牲者が少なくなかったから、フィリピン側が報復欲を抑えて、正義と公正を貫くことは容易でなかったに違いない。1947年8月から49年12月まで実施された裁判では、全被告の90%に有罪判決、79名に死刑が宣告されるなど、戦犯にとって厳しい結果に終わった。

2. 減刑・釈放運動の様相

極刑を宣告された79名の死刑囚のうち、刑を執行されたのは17名であった。米・英・豪など他の連合国の対日戦犯裁判での死刑執行率が約80%だったことを考えると、フィリピン当局が再審理に時間を費やし、刑の執行に慎重であったとも見ることができる。

17名の処刑のうち、日本社会全体に衝撃を与えたのは、1951年1月、日本国内に講和ムードが漂うなかで突如執行された「中村ケース」など14名の処刑であった。この処刑事件は、南国で今なお獄中生活を送っている戦犯の存在に光を当て、フィリピンの対日感情の厳しさを日本の国民に示唆する象徴的な出来事となった。フィリピンでの戦犯裁判の状況については、日本でも部分的に報じられていたけれども、歳月の流れとともに、その扱いは小さくなった。おそらくは、日本社会がいわば忘れかけていた頃の、突然の執行だったために、国民は衝撃を受けたのである。この処刑事件を契機として、日本国内では助命・減刑運動がわき上がったが、世論動向や政府の反応を見る限り、彼らの関心は戦

犯や遺家族の窮状に注がれ（戦犯には「戦争犠牲者」として同情が寄せられた）、いきおい自国本位の傾向が強いのであった。かかる国民的運動のなかで、日本軍によってフィリピン民衆が蒙った集団的暴力にまなざしを向ける姿勢は希薄であった。1953年7月、キリノ大統領による恩赦に対して衆参両議院が可決した感謝決議でも、キリノ大統領とフィリピン政府に「深甚なる感謝の意を表する」とはあったが、甚大な戦争被害を与えたフィリピン国民に対して、謝罪の言葉が明確に示されることはなかったのである。

3. 獄窓生活に向き合って

日本人戦犯の多くは、同胞の非難に屈せず自分たちを熱心に弁護し、正義を貫こうとしたフィリピン人弁護士に対して感謝の念を忘れなかったけれども、性急な公判指揮や、日本人証人の確保の困難さと現地住民の証言重視の傾向がもたらす証拠の問題、死刑判決の続出などに直面して、戦犯裁判の不当性と冤罪感を強く感じ、そのことが裁判受容の一つの弊害になった。モンテルパで服役生活を送る日本人戦犯たちは、復興を遂げていく祖国と切り離されてしまった孤絶感に襲われ、わけても死刑囚は「死の恐怖」という心理的圧迫から逃れられず、絶望の淵に沈んだ（1951年1月の14名の処刑後、彼らの苦悩は一層強まった）。ただ、刑務所内では比較的寛大な扱いを受け、私的制裁など暴力を受けることが少なかったことは幸いであった。日本政府が派遣した教師・加賀尾秀忍も戦犯を励まし続けた。

異境での獄窓生活は、戦犯にとって、「日本軍兵士の鎧」を脱いで自らの体験を内省し、人間性を取り戻すプロセスでもあった。報復感や冤罪感など裁判へのわだかまりが残る一方、戦犯たちは降伏時に体感したフィリピン民衆の怒気や、軍事法廷での容赦なき告発、さらには刑務所長や看守、同居するフィリピン人受刑者らと日々接するなかで、フィリピン社会を覆う反日感情の源泉に向き合うことを迫られた。「日本の再出発に当って、僕は過去の日本が隣邦諸国に与えた罪、過失に対する道義的責任を完全に果たしてもらいたいと思うね。国際信義の獲得こそ、今後の日本が国際場裡に乗り出す唯一のよりどころ——だと信じる」。1952年2月の「獄中座談会」での一死刑囚の発言には、「加害の罪」の自覚が読み取れる。

自らの壮絶な戦場体験と獄中での思索を通じて、戦犯の多くは戦争嫌悪感を強く抱くようになっていた。ある死刑囚は「俺はこの戦争の悲惨さそのものより、もつと戦争のもたらす人間性の喪失を悲しく思う。戦場においては人間が人間でなくなる。動物以下のものになり下つてしまう」と語り、正常な感覚を麻痺させる戦場の現実を嘆いた。また他の死刑囚は「恐らく世界で一番戦争を拒否する者、戦争をのろう者にして、戦犯者に勝る者はそう多くはないであろうことを確信」し、憲法第9条を念頭に置いて、「新憲法の宣言する徹底的平和は、世界と人類との進む理想的方向を指示せる点に於て、我々が全力を挙げて護持すべきものである」との言葉を残し、さらに別の死刑囚は「戦争は今後絶対やるべきではないと痛感する」と日記にしたためた（この2人の死刑囚はその後、1951年1月に刑を執行された）。「死の幻影」に懊悩し、痛切な気持ちを抱きながら紡ぎ出した彼ら戦犯の言葉は、今なお戦後日本の「初心」を照らし続けているように思える。

（広島平和研究所助手）

東南アジアにおける経済的地域主義？

ナラヤナン・ガネサン

東南アジアでは、一定期間にわたって域内貿易の促進が試みられてきた。東南アジア諸国連合（ASEAN）とひとくりにされるこの地域の国々は、それを実体あるものにしようと懸命に努力してきたが、厄介な問題がいくつか存在している。地域経済協力に関する最も野心的な試みは2つある。初めの試みは、1989年にアジア太平洋経済協力会議（APEC）への一括加盟であり、それに続く第2の試みは、2020年までの域内貿易自由化である。後者は先進諸国にはさらに早い自由化期限を設けている。対象をASEANの域内に限定した2つ目の試みは、1993年にASEAN自由貿易地域（AFTA）の創設としてスタートしたが、計画達成の目標は当初の15年後から10年後、さらに9年後と前倒しされた。言い換えれば、AFTAは2002年から機能するはずだった。AFTAの基本構想は加盟国に対し、共通有効特惠関税（CEPT）制度を通じて関税を0.5%～5%に減らすよう求めている。

しかしAFTAもAPECも目標の達成に手間取っており、実際のところ達成しえないかもしれない。この悲観的な予測は新旧のさまざまな要因に基づいている。古い要因には、多くのASEAN諸国が1次産業と製造業部門で共通する輸出品目をEU、日本、米国という共通の相手に輸出している問題が含まれる。この輸出製品と市場の競合は、ASEAN諸国に補完戦略ではなく競合戦略を進展させている。とはいえ、ASEAN域内での貿易はここ何年も大幅に伸びており、現在では地域貿易総額の約25%を占めている。

続いて、発展と協力のレベルの違いに関連した問題がある。1990年代後半にASEANに加盟した国々、つまりベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアは概して、それぞれの義務を果たすために他の国よりも長い期限を与えられている。加えて、インドネシアの経済ナショナリズムとフィリピンの寡占的な慣行も地域主義の障害になっている。最後に、それぞれの国が長年温めてきた国家的なプロジェクトは、保護と地域協力からの除外が必要とされる幼稚産業だと宣告されることが多い。これに該当する典型的な例がマレーシアの自動車産業とインドネシアの航空機産業である。

これらの古くから存在する、もしくは以前から認識されていた問題は、1997年のアジア通貨危機以降の地域経済の低迷など、いくつかの新しい問題によってこじれてきている。この危機の結果得られた最も明らかな教訓の一つは、経済が困難な時期には、国家は常に内向きになり、貿易自由化や地域主義を推進する前に国内経済に力を注ぐということだ。インドネシアの状況を例として挙げるなら、結局のところ、政権の存続そのものが危機にさらされているかもしれないのだ。さらに当然のことながら、政府の正統性が政治的な側面

より経済活動に直結している政府はいずれも真っ先に国内の状況に取り組みなくてはならない。地域主義というのは特定の個人や企業集団へのトレードオフと恩恵を含むもので、資源の割り振りや分配を管理し慣れた世襲制の政権にとっては落ち着かないことかもしれない。これらの要因に加えて、発展途上国では自由貿易の恩恵や米国の政策のうわべでは礼儀正しい意図に対する猜疑心も広がっており、見通しは暗い。

実際に、多くの国が地域自由貿易協定の締結は不可能らしいと判断し、単独で主要な貿易相手国と2国間自由貿易協定を結ぶことを決めた。シンガポールは東南アジア全域での自由貿易地域の無益さを最初に認識した国で、2000年以来、いくつかの2国間自由貿易協定を締結している。マレーシアとタイも負けじとばかり、すばやく後に続いた。しかし、いくつかの2国間協定は完全な自由貿易協定と同じ効果をもたらすだろうか。答えはきわめて明白である。決してもたらさない。要するに、2国間の自由貿易協定は、きわめて特定の顧客層を満足させ、きわめて特定の問題を解決するための取引の調整手段である。「センシティブ」品目は交渉によってあっさり放棄されるか除外される。やがて、各国は力の不均衡に対して適切な調整を行いながら、自分たちの望むとおりに行動するようになるだろう。

各国の都合にあわせて作られた経済協定のこのような発展は明らかに、当初、思い描かれた自由貿易の精神、つまり最大多数の最大幸福という功利主義の理論に反する。しかし、この傾向こそが東南アジア地域に定着しつつあるように思われる。個々の国だけではなく、地域全体が2国間貿易協定の交渉に巻き込まれているのである。この傾向の拡大を示す最新の例は、ASEANが集団で中国と日本に自由貿易協定の交渉を試みたことである。状況を複雑にしているのは、東アジアで加速する経済的地域主義化である。マレーシアのマハティール元首相によるこうした地域経済化へのエールはオーストラリア、日本、米国に頑として反対されたが、地域内の国々は団結しつつあるように見える。1998年の蔵相会議と2002年の通貨のスワップ取引以降、東アジア経済共同体の芽は確かに形成されつつあるようだ。ラオスの首都ビエンチャンで2004年11月に行われたASEAN会議では最終的に、2005年にマレーシアで東アジア共同体（EAC）会議を開催することが合意されたが、これはまさにマハティール元首相が心に描いたことである。そしてもう1つ。東アジア経済共同体は白人（つまりオーストラリアとニュージーランド）の締め出しを計画しているのである。

（広島平和研究所助教授）

広島平和研究所プロジェクト研究「北東アジアの対立と協調——国内・地域間の関係分析」の第1回ワークショップが2004年11月12、13日の両日、同研究所会議室で開かれた。

本プロジェクトの目的は、地域安全保障協力を妨げている諸問題について検証し、これらの問題に対する解決を模索することにある。これまで、北東アジアの安全保障問題に対処する多国間制度をいかに築くかという研究は数多くなされてきたが、これらの研究は個々の国の内政と地域全体を結び付けるさまざまな問題に主眼を置いて分析するという視点に基づいてはなかった。

本プロジェクトでは、多国間制度メカニズムの創設に先立ち、異なる体制や安全保障問題に対する認識の違いから生じる諸問題を明らかにするべきだと考えている。地域協力の方法と手段を探求するには、内政と国際問題の複雑な連鎖を探求する必要があるからだ。例を挙げるなら、台湾海峡の緊張や北朝鮮の核問題に関する6カ国協議の問題は、中国のナショナリズムやアメリカでのブッシュ大統領の施政といった内政問題とのかかわりについての検証抜きに理解することはできない。

各国の内政と地域問題がどのように結びついているかを話し合うために、第1回ワークショップには内外の専門家を招き、1) 北東アジアにおける国内・地域間の関係の概念、2) 国内・地域間の関係の事例、3) 国境を越えた影響の比較研究、4) 総括の4セッションを設けた。

各セッションの概要と発表者、テーマは以下の通りである。

◆第1セッションでは、地域主義概念の発展と国内・地域間の関係をテーマに、和田春樹氏が地域主義について自説を交えて語り、朝鮮半島の平和と安定が地域共同体建設にとって最重要であると述べた。筆者は、地域の対立と協調を分析するために、幾層にもわたる関係を探索し、国交がまだ樹立されていない国土の地域協力を促進するためには、国内および国際的な非政府組織が大きな力になると述べた。

○和田春樹（東京大学名誉教授）

「地域共同体としての北東アジア：内政への関連」

○金聖哲（広島平和研究所助教授）

「北東アジアにおける地域安全保障政策の多重構造」

◆事例研究を中心とした第2セッションでは、国別の研究の専門家から、各国の外交政策における国内問題の側面と、それが地域関係にもたらす影響についての発表があった。米国の事例を経験的に検証されたT・J・チェン氏の発表では、地域問題に対するホワイトハウスと議会との間の見解の相違が、政党間の相違より大きいことが指摘された。これは、この地域におけるアメリカの外交政策が、大統領の個性や政策への方向性によって大きな影響を受けていることを示唆するものである。レシェク・ブシンスキー氏は、ブーチン大統領に見られるような強い政治的な指導力を求める政治的な風土がロシアにあることを説明し、そのため、アジア太平洋地域の問題がロシアの外交政策にとって重大な関心事となり、中国や北朝鮮との伝統的な関係にある程度回復するに至ったことを説明した。杉田米行氏は、第2次世界大戦後の日本の政治を振り返り、その中で偏狭なナショナリズムが台頭していることに警鐘を鳴らした。ローウェル・ディットマー氏とエドワード・フリードマン氏は、台湾とアメリカに対する中国の外交政策の変化に言及するとともに、中国で愛国心がますます強調され、地域

関係への脅威となっている点を指摘した。ヨンピョ・ホン氏は、韓国の民主化と太陽政策について分析し、それが朝鮮半島での南北関係改善および米国との結びつきの弱体化をもたらしたことを示した。エテル・ゾリンゲン氏は、地域協力を促進するために各国で国際化運動の連帯を育てる方法を、比較研究から検証した。

○T・J・チェン（ウィリアム・アンド・メアリー大学教授）

「北朝鮮と台湾海峡に対するワシントンの政策：米国内政の役割」

○レシェク・ブシンスキー（国際大学教授）

「ロシアの内政強化と外交政策」

○杉田米行（大阪外国語大学助教授）

「戦後の国内『民主化』が日本の北東アジア安全保障政策に及ぼした影響」

○ローウェル・ディットマー（カリフォルニア大学バークレー校教授）

「中国の外交政策の転換」

○エドワード・フリードマン（ウィスコンシン大学マディソン校教授）

「台湾に対する中国の愛国的な関心：地域協力のもろさ」

○ヨンピョ・ホン（漢陽大学助教授）

「北東アジアにおける2つのコリア：国内、南北間、および地域政治の連係」

○エテル・ゾリンゲン（カリフォルニア大学アーバイン校教授）

「東南アジアおよび北東アジアにおける内政と地域協力」

◆第3セッションでは、非政府組織の活動と、その地域協力に対する国境を越えた効果に焦点が当てられた。鄧特坑氏、李大勲氏、および水本和実氏は、各国の外交政策決定と平和的な協力のための国際的な連帯に各国のNGOが果たす役割について発表した。水本氏は、平和運動の効力を高めるためには、広島の反戦・反核運動が国際的な絆を強化する方向に向かわねばならないと指摘した。

○鄧特坑（香港大学助教授）

「非政府安全保障フォーラムの政策決定への影響：ある比較」

○李大勲（参与連帯〈PSPD〉事務局次長）

「北東アジアのNGO間の国際協力：現状と将来の展望」

○水本和実（広島平和研究所助教授）

「北東アジアにおける平和連合：広島からの発信」

このワークショップは、国内事情に由来する地域対立の問題を明確にしたのみでなく、これらの問題にいかに対処すべきかについて参加者が合意したという点で、成功であった。問題の解決には、単に国家間協力だけでなく、重層的な国際協力と各国内における国際的連帯運動の構築が必要である。本プロジェクトは、次回ワークショップを2005年5月に開催して改定論文の検討と討議を行い、論文集として刊行する予定である。

（広島平和研究所助教授 金 聖哲）



10月29日

テーマ：「イラクへの『人道的空爆』と『精密爆撃』 — 1920年代英軍空爆と2003～04年米軍空爆の比較分析」

講師：田中 利幸（広島平和研究所教授）

第1次世界大戦中にドイツ軍によるロンドンへの度重なる空爆を受けていた英国は、自軍の空挺・空爆戦力の強化を図るため、戦争末期の1918年4月、陸海軍の両航空部隊を統合して独立した空軍（the Royal Air Force、略称RAF）を創設した。これが史上初の「空軍」の誕生であった。RAFの戦略爆撃はドイツ領内ならびに占領地域の軍事目標ならびに人口が密集した工業中心地への攻撃を主たる任務とし、工業中心地に対する空爆の場合は、単に軍需工場設備の破壊だけではなく、労働者の戦争意欲をくじくことにも目的が置かれた。英軍によるこうした空爆はドイツ市民の士気を甚だしく弱め、ひいては戦争終結に大いに貢献したとトレンチャード将軍をはじめとする当時の空軍指導者たちは唱えたが、実際にはそのような主張は現実を反映するものではなかった。

第1次世界大戦に勝利したものの、大戦でエネルギーを消費していたイギリスにとっては、この大戦直後の時期は「帝国の危機」と称されるほど、あちこちの大英帝国領内、すなわち植民地や委任統治領で住民の反乱やデモ、暴動が起きていた。そのため、それらの鎮圧のために空軍力が使われるようになった。例えば1920年には、ソマリランドにおける民兵反乱の鎮圧のために爆撃機が送り込まれ、反乱民兵組織が拠点とした要塞の

みならず、その周辺の一般住民住居にも爆撃が行われた。

反乱鎮圧の目的のために、最も広範かつ長期にわたって爆撃機が活用された地域はイラクであった。イラクでのRAFの本格的な爆撃行動は、1922年10月から8つの航空部隊によって各地で展開され、イギリスによる委任統治が終了する1932年まで続けられた。爆撃には通常爆弾、遅発爆弾、焼夷弾が使われたのみならず、反乱軍が隠れていると思われる村落の民家を焼き払うために石油の空中散布までが行われた。遊牧民ベドウィンの住居であるテントや家畜が攻撃目標とされることもあり、女性や子供などにも多くの被害者を出した。それは文字通り「無差別爆撃」であったが、反乱者たちを短期間に服従させることができるため、こうした空爆方法は「著しく効果的」で、「長期的に見れば非常に経済的で人道的である」と英軍は自己正当化した。

それからほぼ80年後に、再びイラク市民たちは「大量破壊兵器を除去し、民主化をもたらすため」という理由で米英軍による激しい空爆にさらされ、数多くの死傷者を出し、現在もなお空爆による市民犠牲者の数は増え続けている。しかしこれらの市民犠牲者は、米英軍にとっては「精密爆撃」による「付随的損害」にすぎない。

報告では、英国国立公文書館所蔵の1920年代のイラク空爆関連資料と写真を紹介し、一昨年のイラク戦争開始以来の「精密爆撃」の実態と比較することによって、無差別爆撃の実相の検証と、その軍事的正当化の論理の批判的検討を試みた。

（広島平和研究所教授 田中 利幸）

12月10日

テーマ：「日本と東南アジア — 可能性と限界」

講師：ナラヤナン・ガネサン（広島平和研究所助教授）

フォーラムは東南アジアの紹介から始まった。東南アジア地域の主な特徴を皮切りに、大陸東南アジアと海洋東南アジアの大きな違いについて触れ、大陸東南アジアと海洋東南アジアの2つの地域の地理的な差異と、その2つの地域に分けられた国々で暮らす人々の民族・言語的、宗教的差異を強調した。この紹介に続いて、フォーラムでは日本と東南アジアの関係についていくつかの問題を考察した。東南アジアの国々が日本に対して持っている認識の比較検討に加えて、日本と東南アジアの関係における障害や東南アジア地域での日本の国益の本質なども論じた。最後には、日本が開発面で東南アジアを支援することが可能な地域、特に、紛争終結後の復興や人間の安全保障の強化、その他の平和関連の取り組みを通じて開発面で支援できる分野を特定した。最近では、国家ではなく個人を考察の中心とする人間の安全保障が、学術研究の対象の中心となっている。

また、インドネシアのアチェ、フィリピンのミンダナオ島やミャンマーにおける平和調停で、日本がこれまで以上に大きな役割を担えることも論じられた。これは日本の小泉首相が2000年に東南アジアを訪問した際に、実際に表明された意向である。前者2つについては、すでに平和合意が破綻して軍事活動が進行中である。また、ミャンマーでは、民族的反政府集団と軍事政権の間では休戦協定が保たれているが、軍事政権とアウン・サン・スー・チー率いる国民民主連盟（NLD）の間でいまだにこう着状態が続いている。同じく1989年に紛争が終

わったベトナム、ラオス、カンボジアでも、開発面で数多くの事業を必要としている。清潔な水、公衆衛生、基盤インフラはもとより学校や病院などがまだまだ必要だ。貧しい農業地域を支えるかんがい施設も必要だし、予防医学はマラリアのような多くの人命を損なう病気を対象とするべきである。

午後3時に始まったフォーラムには市民や広島平和研究所研究員など20数名が参加した。報告に引き続き、30分ほど活発な質疑応答が交わされた。報告と質疑の全体を同研究所の水本研究員が通訳を務め、予定を10分オーバーして午後5時10分に終了した。

（広島平和研究所助教授 ナラヤナン・ガネサン）



新 所 長 紹 介



広島平和研究所の新所長に、2005年4月1日付で浅井基文氏が就任します。

1941年愛知県生まれ、63歳。1960年東京大学法学部入学、在学中に外務省上級職員採用試験に合格し、1963年同省入省。同省条約局国際協定課長、アジア局中国課長、在中華人民共和国日本国大使館参事官、在イギリス日本国大使館公使などを歴任。1988～90年文部省出向（東京大学教養学部教授）。1990年3月外務省退職後、日本大学法学部教授（1990～92年）、明治学院大学国際学部教授（1992～2005年）を歴任。1993～95年、明治学院大学国際平和研究所長。専門は国際関係論、日本政治外交論。

活 動 日 誌

2004年11月1日～2005年2月28日

- ◆11月5日(金) 広島平和研究所連続市民講座開催。小沢節子・早稲田大学非常勤講師、「ヒロシマの平和運動と『原爆の凶』」と題して講義（於：まちづくり市民交流プラザ）
- ◆11月6日(土) 高橋助手、日本平和学会秋季研究会自由論題部会に討論者として出席（於：恵泉女学園大学）
- ◆11月10日(水) 水本助教授、広島平和研究所連続市民講座において「広島市の平和運動：その歴史と展望」と題して講義（於：まちづくり市民交流プラザ）
- ◆11月12日(金)～13日(土) 広島平和研究所プロジェクト研究「北東アジアの対立と協調——国内・地域間の関係分析」第1回ワークショップ開催（於：同研究所）
- ◆11月14日(日) シェラー教授、イラク国際戦犯民衆法廷第14回公聴会で「1990～2003年のイラク制裁によるジェノサイド」と題して講演（於：大阪）
- ◆11月17日(水) 広島平和研究所連続市民講座開催。加納実紀代・敬和学園大学教授、「ヒロシマとフェミニズム」と題して講義（於：まちづくり市民交流プラザ）
福井所長、シェラー教授、ガネサン助教授、金助教授、水本助教授、日本国際問題研究所（JIIA）の客員研究員一行と意見交換会（於：広島平和研究所）
- ◆11月23日(火) 水本助教授、広島県・国際協力機構（JICA）中国国際センター主催のひろしま国際平和フォーラム第2回シンポジウム「国際協力に生かす平和教育——広島からの発信」にパネリストとして出席（於：広島国際会議場）
- ◆11月26日(金) 水本助教授、「平和貢献NGOsひろしま」設立総会に理事として出席（於：ひろしま国際センター）
高橋助手、広島平和研究所連続市民講座において「福竜丸事件と原水禁運動」と題して講義（於：まちづくり市民交流プラザ）
- ◆11月29日(月)～12月3日(金) 福井所長、広島平和文化センター主催の第9回広島市民平和友好訪中団の一員として中国訪問
- ◆12月1日(水) 広島平和研究所連続市民講座開催。米田佐代子・元山梨県立女子短期大学教授、「『世界民』としての平塚らいてう——『全面的世界的平和』の可能性に寄せて」と題して講義（於：まちづくり市民交流プラザ）
- ◆12月3日(金) 高橋助手、明治学院大学「広島・長崎講座」のミニ・シンポジウム「ヒロシマ・ナガサキの伝わり方・伝え方」において「戦後アメリカ政府の核に関する情報提供」について報告（於：同大学）
- ◆12月8日(水) 田中教授、広島平和研究所連続市民講座において「反戦主義者に転向した軍人：水野広徳の思想」と題して講義（於：まちづくり市民交流プラザ）
- ◆12月10日(金) HPI研究フォーラム開催。講師：ナラヤナン・ガネサン広島平和研究所助教授、テーマ：「日本と東南アジア——可能性と限界」（於：同研究所）
- ◆12月12日(日) シェラー教授、元国連人道調整官デニス・ハリデー氏にイラクへの経済制裁についてインタビュー（於：東京）
- ◆12月13日(月) 福井所長、高橋助手、広島平和記念資料館更新計画検討委員会に委員として出席（於：同資料館）

- ◆12月15日(水) 田中教授、広島平和研究所連続市民講座において「ゴジラの平和学：日米ゴジラ映画の比較分析」と題して講義（於：まちづくり市民交流プラザ）
永井助手、立教大学・全学共通カリキュラム総合Bにて「立教大学における研究と戦争」と題して講義（於：同大学）
- ◆12月18日(土) 水本助教授、広島平和記念資料館主催のヒロシマ・ピース・ボランティア新人研修で「世界の核兵器をとりまく現状」について講義（於：同資料館）
- ◆12月18日(土)～2月24日(木) シェラー教授、平和交渉中断中の休戦状況について第3回現地調査。北東部の少数民族地域における政府、国連、国際NGOによる津波への対応も調査。政府高官、反政府組織「タミル・イーラム解放のトラ」、イスラム教組織、政党、停戦監視団、宗教家、平和活動グループ、市民団体指導者、主要な学者・専門家らにインタビュー（於：スリランカ）
- ◆1月12日(水)～15日(土) 福井所長、韓国ウリ党財団主催の「北東アジアの平和と繁栄に関する国際会議」、第4セッション「朝鮮における平和レジーム、および北東アジアにおける新しい地域秩序の構築」に討論者として参加（於：韓国・ソウル）
- ◆1月22日(土) 水本助教授、国立広島原爆死没者追悼平和祈念館主催の被爆体験記朗読ボランティア研修で「世界の核兵器をとりまく現状」について講義（於：同祈念館）
- ◆1月26日(水) 金助教授、JIIAと米戦略国際問題研究所（CSIS）共催のワークショップ「北朝鮮の大量破壊兵器による脅威削減計画」に討論者として参加（於：東京）
- ◆1月27日(木) 福井所長、広島市主催「平和記念施設あり方懇談会」（東京会議）に座長として出席（於：霞ヶ関校友会館）
- ◆1月29日(土) 水本助教授、広島平和記念資料館主催の「中・高校生ピースクラブ」研究発表会に総評者として出席（於：同資料館）
- ◆1月31日(月) 福井所長、広島市主催「平和記念施設あり方懇談会」（広島会議）に座長として出席（於：同市役所）
- ◆2月8日(火)～26日(土) 高橋助手、米国立公文書館にて米原子力委員会資料の収集・調査（於：メリーランド州カレッジ・パーク）
- ◆2月17日(木) 福井所長、広島平和記念資料館更新計画検討委員会に委員として出席（於：同資料館）

— 訪問者 —

- ◆11月17日(水) 日本国際問題研究所研究員 佐々木理香氏、招聘研究員 マンスール・アボアラズム氏、招聘研究員 ラジーブ・ナヤン氏、海外客員研究員 馬俊威氏
- ◆11月22日(月) メキシコ人日本史研究者・ジャーナリスト シルビア・リディア・ゴンザレス氏
- ◆1月6日(木) ニュージーランド・オークランド大学法学部教授 ジョージ・ムースラキス氏
- ◆2月25日(金) 在日カナダ大使館二等書記官 フィリップ・コーディー氏、在広島カナダ名誉領事館通商部 丸尾未来氏

HIROSHIMA RESEARCH NEWS

第7巻 第3号（通巻21号）
2005年3月24日発行

- 発行所 広島市立大学広島平和研究所 〒730-0051 広島市中区大手町四丁目1-1 大手町平和ビル9階・10階
- 編集担当 吉田 紋子 TEL 082-544-7570 FAX 082-544-7573
- 印刷所 株式会社ニシキプリント http://serv.peace.hiroshima-cu.ac.jp/ Eメールアドレス：office-peace@peace.hiroshima-cu.ac.jp